

国民年金のお知らせ

付加年金をご存じですか

国民年金の月額保険料に、400円(付加保険料)を加えて納付すると、老齢基礎年金に加算して受けられます。なお、付加年金の納付の申し出・辞退はいつでもできます。

◇対象 国民年金第1号被保険者(自営業・農業・自由業の方などとその配偶者、学生など)

※第3号被保険者、保険料を免除・猶予されている方、国民年金基金(任意で加入する公的な個人年金)に加入している方を除きま

す。
◇年金受給額 「200円×付加保険料を納めた月数」を、老齢基礎年金の年額に加算した額

☆詳しくは、市役所年金係へ。

ねんきんネットをご利用ください

インターネットで、年金記録の確認や、将来の年金額の試算ができるサービスです。また、保険料の納付実績や受給見込み額などを記載したねんきん定期便や、年金の支払いに関する通知書の電子版を確認できます。

詳しくは、日本年金機構ホームページにも掲載しています。

☆詳しくは、ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル☎0570-058-555(050で始まる電話番号からは☎03-6700-1144)へ。

国民年金保険料収納業務の民間委託について

日本年金機構では、保険料が未納となっている方に対して行う電話・文書・戸別訪問による納付案内を、次の民間事業者に委託しています。

◇受託事業者 日立トリプルウィン・N T T 印刷共同企業体☎0120-211-231

☆詳しくは、立川年金事務所☎042-523-0352へ。

土地・家屋の現況調査にご協力を

固定資産税・都市計画税の基礎となる評価額を算出するため、利用のしかたが変わった土地・家屋と、新築や増築、取り壊しをした家屋を対象に、調査を行います。

調査の対象となる土地・家屋を所有する方は、土地資産税係または家屋資産税係へ連絡してください。

調査では、身分証明書を携帯した市職員が、家屋の間取りや仕上げ材を確認したり、必要に応じて宅地内や畑などに立ち入ったりしますので、ご協力をお願いします。

☆詳しくは、土地資産税係・家屋資産税係へ。



介護サービスを利用している方へ 介護保険負担限度額認定証の更新を

住民税が非課税の世帯(要件あり)で、申請のあった方に、介護老人福祉施設などの居住費・食費を軽減する介護保険負担限度額認定証を交付しています。この認定証は7月31日が有効期限となっています。

今後も継続して利用する方は、6月中旬に送付する申請書に通帳の写しなどの必要書類を同封して、6月30日までに市役所介護福祉課へ郵送してください。

☆詳しくは、介護保険係へ。

就学奨励費の申請を受け付け

対象となる世帯に、教育費の一部を援助します。希望する方は、必要書類を学校へ提出してください。申請の期日は、下の表のとおり配布するお知らせに記載しています。

☆詳しくは、学務係へ。



▼就学奨励費の対象など

対象	お知らせなど	備考
お子さんが特別支援学級に在籍している世帯	臨時休校期間の終了後に特別支援学級で配布	
お子さんが通級指導学級に通級している世帯	臨時休校期間の終了後に通級指導学級で配布	通学費・同行費のみ援助
お子さんに障害があり、就学相談のうえ通常学級に在籍している世帯	配布なし ※在籍校の担任教諭に相談してください。	障害の程度は、学務係に問い合わせを

水道メーターの取り替え

製造後8年を経過する水道メーターを、6月～11月に取り替えます。該当する方には、作業予定日の案内を配布します。

取り替えには、市が委託した水道工務店が伺います。作業員は、身分証明書を

携帯し、腕章を着用しています。取り替え作業、メーターボックス内の家庭用止水栓に不具合がある場合の取り替えは無料です。

☆詳しくは、水道部工務課☎543 6111へ。



あいさつ運動推進標語 「おはよう」で 始める一日 すてきな日

